

(質問)

家族のなかに介護が必要な高齢者がいるが、災害により家屋が損害を受けたり、介護者が負傷したりして介護が困難になったときは、どこかに介護を頼むことはできるでしょうか。

(回答)

- 介護保険の要介護者または要支援者の認定を受けている高齢者の方は、一時的に介護を受けられるショートステイ施設（短期入所生活介護または短期入所療養介護）を利用することができます。
- また、長期的に介護を受けたいとき、要介護者の認定を受けている高齢者の方は、介護の必要性に応じて介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護療養型医療施設）に入所（入院）することができます。
- まだ認定を受けていない高齢者の方も、介護が必要な状態であって災害等のやむを得ない事情があるときは、介護保険のサービスが受けられる場合があります。
- いずれの場合も利用者負担が必要ですが、災害等のやむを得ない事情があって負担が困難と市町村が認めたときは、利用料が減免されます。
- 具体的な手続等については、お住まいの市町村の介護保険担当課または居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）にご相談ください。

(問い合わせ先)

連絡先	お住まいの市町村
担当	介護保険担当課
電話	(別紙市町村名簿参照)
F A X	同上
E - m a i l	同上
ホームページ	同上